

災害時における支援協力に関する協定書

浦 添 市
イオン琉球株式会社

災害時における支援協力に関する協定書

浦添市（以下「甲」という。）とイオン琉球株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、供給協力要請書（様式第1号）をもつて乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に供給協力要請書（様式第1号）を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

- 2 甲は、物資を確認後、速やかに供給協力確認受領書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

- 2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙に対し 30 日以内に代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（避難場所の提供）

第9条 乙は災害時において、乙が所有または管理する駐車場を、一時避難場所として提供するものとする。

（改正又は廃止）

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前までに相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 30 年 月 日

甲：沖縄県浦添市安波茶 1－1－1

浦添市長

松本 哲治

乙：沖縄県島尻郡南風原町字兼城 514-1
イオン琉球株式会社

代表取締役社長

佐方 圭二